

# 山口県本人確認情報保護審議会 資料

平成22年3月

## 【 資 料 目 次 】

資料1	住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について	
1	これまでの流れ	1 P
2	本県の稼働状況	1 P
3	住基カードの交付状況等	2 P
4	本人確認情報の利用状況	2 P
5	セキュリティ確保対策	6 P
6	その他	8 P
資料2	住民基本台帳法の一部改正について	11 P
資料3	本人確認情報の独自利用の検討について	13 P
その他		19 P

## 住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について

## 1 これまでの流れ

時 期	主 要 事 項
平成11年度	改正住民基本台帳法公布 (8月11日)
平成14年度 8月	住基ネット 第1次稼働 (8月5日) ・住民票コードの通知 ・行政機関における本人確認情報の利用・提供  第1回山口県本人確認情報保護審議会 (8月30日)
2月	行政手続等オンライン化関係3法施行 (2月3日) ・本人確認情報の利用可能事務を拡大 (93事務→264事務) ・住基ネットを公的個人認証サービスに利用
平成15年度 8月	住基ネット 第2次稼働 (8月25日) ・住民票の写しの広域交付 ・住基カードの交付 ・転入転出の特例
1月	公的個人認証サービス開始 ・住基カードに秘密鍵・電子証明書を記録
平成21年度 4月	新住基カードの発行開始 ・偽変造対策を強化し、券面事項をICチップに収納

## 2 本県の稼働状況

## (1) 機器の故障等

住基ネットの第1次稼働後、県内では大きなトラブル等は発生していない。

平成21年度においても、関係機器の故障等は生じているが、市町及び県監視センターの迅速な対応により速やかに復旧しており、おおむね順調に推移している。

## (2) 不正なアクセス等

住基ネット全国センター及び県監視センターにおいて、不正なアクセスは確認されていない。

### 3 住基カードの交付状況等

#### (1) 住基カードの交付状況 (22.2.28現在)

本県における住基カードの累積交付枚数は、49,491枚となっている。

区分	～H18.3.31	H18.4.1 ～H19.3.31	H19.4.1 ～H20.3.31	H20.4.1 ～H21.3.31	H21.4.1 ～H22.2.28
本県の交付枚数 (累積)	9,405枚 (9,405枚)	6,756枚 (16,161枚)	8,997枚 (25,158枚)	13,084枚 (38,242枚)	11,249枚 (49,491枚)
全国の交付枚数 (累積)	370,047枚 (914,755枚)	499,015枚 (1,413,770枚)	926,179枚 (2,339,949枚)	1,058,170枚 (3,398,119枚)	— —

#### (2) 住基カードの多目的利用

住基カードの空き領域を利用することにより、市町村独自の多目的利用サービスが提供できる。平成21年4月1日現在で、全国で160団体、県内では下関市が多目的利用サービスを提供している。

※下関市における利用可能なサービスは、現在、①証明書自動交付サービス、②図書館情報サービス、③公共施設予約サービス、④健康診査結果閲覧サービス

### 4 本人確認情報の利用状況

#### (1) 山口県の利用状況

##### ① 別表第5の事務の利用状況(1号)

平成22年2月末現在、山口県では別表第5に掲げられている32項目のうち、17項目の事務について、住基ネットを利用して本人確認を行っている。(2月末21,371件利用)

#### 【利用中の事務 17】

- 職員の恩給支給に関する事務
- 旅券発給に関する事務
- 家畜商の登録等に関する事務
- 大規模小売店舗新設届出に関する事務
- 電気工事士免状の交付に関する事務
- 浄化槽工事業の登録に関する事務
- 宅地建物取引業の免許等に関する事務
- 通訳案内士の登録に関する事務
- 不動産の鑑定評価に関する法律に関する事務

#### 【未利用の事務 15】

- ・ 利用検討中の事務 1項目
- ・ 県条例未改正の事務(窓口ごとの申請件数が少ない) 1項目
- ・ 個人申請がない又は極端に少ない事務 1項目
- ・ 世帯情報が必要な事務 3項目
- ・ 該当事務がない又は住民票添付を義務づけていない事務 9項目

#### 住民基本台帳法 第30条の8第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

- 一 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 四 統計資料の作成を行うとき。

- 危険物取扱者免状の交付等に関する事務
- 被爆者医療特別手当等の支給に関する事務
- 森林種苗生産事業者の登録に関する事務
- フロン類回収業者の登録等に関する事務
- 建設業の許可に関する事務
- 解体工事業者の登録に関する事務
- 旅行業の登録等に関する事務
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定等に関する事務

### 本県の利用状況(住基法別表第5)

事務		状況	未利用理由	H20年度 利用件数	
1	特定非営利活動促進法に関する事務	□	県条例で住民票の写しの添付が義務付けられている。 また、各県民局でも受付・審査を行うため、出先機関にも端末設置をする必要があるが、利用件数が少なくコストと比較してメリットがない。	-	
2	労働金庫法に関する事務	-	本県では該当事務がない	-	
3	貸金業の規制等に関する法律に関する事務	●	H20～利用検討中	-	
4	恩給法(他法で準用する場合を含む。)に関する事務	○	-	2,152	
5	消防法に関する事務	○	-	18	
6	旅券法に関する事務	○	-	25,860	
7	原子爆弾被爆者援護法に関する事務	○	-	0	
8	職業能力開発促進法に関する事務	-	本県は住民票不要	-	
9	児童扶養手当法に関する事務	×	世帯情報を要する事務	-	
10	特別児童扶養手当支給法に関する事務	×	世帯情報を要する事務	-	
11	家畜商法に関する事務	○	-	0	
12	林業種苗法に関する事務	○	-	0	
13	森林法に関する事務	-	本県は住民票不要	-	
14	計量法に関する事務	▲	個人による申請が無い	-	
15	大規模小売店舗立地法に関する事務	○	-	0	
16	フロン回収破壊法に関する事務	○	-	4	
17	火薬類取締法に関する事務	-	試験の実施を委託	-	
18	電気工事士法に関する事務	○	-	493	
19	電気工事業法に関する事務	-	本県は住民票不要	-	
20	液化石油ガス法に関する事務	-	事務を委任している	-	
21	建設業法に関する事務	○	-	4	
22	浄化槽法に関する事務	○	-	0	
23	建設リサイクル法に関する事務	○	-	0	
24	宅地建物取引業法に関する事務	○	-	91	
25	旅行業法に関する事務	○	-	0	
26	通訳案内業法に関する事務	○	-	0	
27	不動産の鑑定評価に関する法律に関する事務	○	-	-	
28	公営住宅法に関する事務	×	世帯情報を要する事務	-	
29	高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する事務	○	-	0	
30	建築基準法に関する事務	-	本県は住民票不要	-	
31	建築士法に関する事務	-	本県は住民票不要	-	
32	公害健康被害の補償等に関する法律に関する事務	-	本県では該当事務がない	-	
				<b>合計</b>	<b>28,622</b>

○:利用中	17
●:利用検討中	1
△:国規則未改正	0
□:県条例未改正(窓口ごとの件数が少ない)	1
▲:個人申請がない又は極端に少ない	1
×:世帯情報等が必要	3
-:事務がない又は住民票が不要	9
合計	32

② 条例で定める事務(「県条例による独自利用」)について(2号)

「本人確認情報を利用することができる事務を定める条例」を平成19年3月13日付けで公布・施行し、現在、12区分40事務において利用中

区 分	事 務	条例制定	利用件数		
			19年度	20年度	21年度
地方税法に関する事務	不動産取得税軽減措置に係る申告等の事実の確認	H19.3.13	264	270	188
	納税通知書の返戻に係る納税義務者等の住所等確認の事務	H19.3.13	5,550	4,531	4,351
	督促状の返戻に係る納税義務者等の住所等確認の事務	H19.3.13	1,336	778	510
	軽油取引税犯則事件に係る犯則嫌疑者等の住所等確認の事務	H19.3.13	3	0	0
	未申告法人の代表者が所在不明な場合の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	0
	個人事業税納税義務者の住所等に疑義ある場合の確認の事務	H21.3.17	—	—	1
	個人事業税納付書返戻に係る納税義務者の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	1
過誤納金還付通知を受けた者の住所等変更届の確認の事務	H21.3.17	—	—	29	
山口県吏員恩給条例による事務	恩給受給権調査に関する受給権者の生存の事実等確認の事務	H21.3.17	—	—	107
介護保険法による事務	介護支援専門員の登録の申請をした者の住所等確認の事務	H20.3.18	—	85	140
	介護支援専門員の登録事項変更届出に係る住所等確認の事務	H20.3.18	—		
山口県心身障害者扶養共済制度の運営に関する事務	心身障害者扶養共済制度加入の申込に係る住所等確認の事務	H20.3.18	—	919	997
	心身障害者扶養共済年金受給権者の生存の事実等確認の事務	H20.3.18	—		
	心身障害者扶養共済脱退一時金に係る生存の事実確認の事務	H20.3.18	—		
農業取締法による事務	農業販売の届出をした販売者の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	0
	農業販売者の届出事項変更届に係る住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	
肥料取締法による事務	普通肥料の登録の申請をした者の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	0
	普通肥料生産業者の登録事項変更届に係る住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	
	相続により地位継承した普通肥料登録者の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	
	指定配合肥料の生産業者の届出をした者の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	
	指定配合肥料生産業者の届出事項変更届の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	
	特殊肥料の生産業者の届出をした者の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	
	特殊肥料生産業者の届出事項変更届に係る住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	
	肥料販売の届出をした販売者の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	
肥料販売の届出事項変更届に係る住所等確認の事務	H21.3.17	—	—		
獣医学生修学資金貸付規則による事務	獣医学生修学資金の貸付申請者の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	0
	獣医学生修学資金の連帯保証人の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	
森林法による事務	保安林指定施業要件変更通知に係る住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	9
漁船法による事務	漁船の建造、改造及び転用の許可申請に係る事実確認の事務	H20.3.18	—	220	421
	漁船の登録の申請に係る所有者等の住所等確認の事務	H20.3.18	—		
	漁船の登録事項変更申請に係る所有者等の住所等確認の事務	H20.3.18	—		
浄化槽法による事務	特例浄化槽工事業者の届出に係る技術者の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	0
	特例浄化槽工事業者変更届に係る技術者の住所等確認の事務	H21.3.17	—	—	
債権管理に関する事務	介護福祉士修学資金の貸付に係る債権の管理に関する事務	H20.3.18	—	74	149
	高齢者住宅整備資金の貸付に係る債権の管理に関する事務	H20.3.18	—		
	母子及び寡婦福祉資金の貸付に係る債権の管理に関する事務	H20.3.18	—		
	障害者住宅整備資金の貸付に係る債権の管理に関する事務	H20.3.18	—		
	獣医学生修学資金の貸付に係る債権の管理に関する事務	H21.3.17	—		
地方自治法による事務	住民監査請求に係る請求人の住所等の確認の事務	H21.3.17	—	—	1
	個別外部監査請求に係る請求人の住所等の確認の事務	H21.3.17	—	—	
合計			7,153	6,877	6,904

※平成18年度は利用なし。平成21年度は2月末実績。

(2) 国の機関等及び地方公共団体の利用状況(平成20年度)

① 国の機関等による利用(別表第1に掲げる事務)

約1億1,000万件(うち社保庁の利用が、約7674万件)

(H19年度比:約1100万件の増、内訳は社保庁による年金利用の増(約982万件))

平成20年度からの新規提供先はない。

② 地方公共団体による利用（別表第2～5に掲げる事務）

約420.0万件

③ 都道府県条例で定める事務による利用

全国の利用件数は未集計

(3) 独自利用実施都道府県の状況(平成21年度)

整理番号	都道府県名	事務の項目数	条例施行年月日(事務項目数)
1	岩手県	33	H19. 5. 1(32)、H20. 4. 1(1)
2	宮城県	18	H16. 4. 1(4)、H17. 4. 1(7)、H17.10. 6(2) H20. 4. 1(5)
3	秋田県	9	H17. 4. 1(8)、H17. 7. 1(1)
4	山形県	14	H20. 7. 1(14)
5	福島県	15	H16. 4. 1(3)、H17. 4. 1(8)、H18. 4. 1(4)
6	茨城県	6	H14. 9. 1(5)、H17. 4. 1(1)
7	栃木県	7	H20. 4. 1(7)
8	東京都	29	H19.10. 1(13)、H20. 7. 1(16)
9	石川県	22	H20. 4. 1(22)
10	長野県	3	H20. 8. 1(3)
11	岐阜県	4	H15. 4. 1(1)、H20. 4. 1(3)
12	静岡県	15	H20. 3.25(15)
13	滋賀県	23	H17.12. 1(23)
14	兵庫県	30	H16. 7. 1(27)、H20. 4. 1(1)、H21. 1. 5(2)
15	和歌山県	9	H21. 4. 1(9)
16	鳥取県	10	H16.10.15(10)
17	島根県	34	H18. 4. 1(32)、H20. 4. 1(2)
18	岡山県	1	H21. 4. 1(1)
19	広島県	20	H19. 4. 1(20)
20	山口県	12	H19. 3.13(1)、H20. 3.18(4)、H21. 3.17(7)
21	香川県	19	H20. 4. 1(19)
22	愛媛県	7	H21. 4. 1(7)
23	福岡県	10	H21. 4. 1(10)
24	佐賀県	11	H20. 7. 1(11)
25	長崎県	4	H15. 8. 1(2)、H16. 8. 1(2)
26	熊本県	3	H21. 4. 1(3)
27	大分県	12	H21. 4. 1(12)

※事務の項目数は各県の条例上の項目数

※平成22年4月1日施行予定：4県（群馬県、埼玉県、神奈川県、福井県）

## 5 セキュリティ確保対策

### (1) 要綱等の整備状況（県・市町）

- ・運用管理要綱、緊急時対応計画を策定
- ・セキュリティ会議の設置など、セキュリティに対する庁内体制を整備
- ・システム障害や不正行為に迅速に対応するための危機管理体制を整備

### (2) セキュリティチェックリストによる自己点検（市町）

住基ネットシステム及び庁内通信網のセキュリティ状況について、平成14年総務省告示第334号に基づき、総務省が作成したチェックリストにより、全市町がそれぞれ自己点検（各項目3点満点で採点）を実施。

区 分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
山口県平均	2.47	2.75	2.85	2.96	2.98	2.99	3.00	3.00
全国平均	2.48	2.82	2.88	2.94	2.97	2.99	2.99	—

### (3) 監査法人による監査（県・市町）

#### ① 総務省・住基全国センターが実施

外部からの視点でセキュリティが確保されているかどうか、また専門的視点からの助言を行うため、希望する市町に監査を実施している。

年度	市町村名	監査法人名
H14年度	防府市、豊田町	あずさ監査法人
H16年度	下松市、和木町	中央青山監査法人
H17年度	光市、田布施町	あずさ監査法人
H18年度	柳井市、平生町	新日本監査法人
H19年度	山口市、萩市、山陽小野田市 上関町、阿武町	監査法人トーマツ
H20年度	美祢市、和木町	あずさ監査法人
H21年度	宇部市、周防大島町	有限責任監査法人トーマツ

#### ② 県が実施

総務省・住基全国センター実施の監査を補完すると共に、監査での指摘事項や改善方法等を研修会を通じて、広く市町職員に研修を行うため、県が監査法人に委託して希望する市町に監査を実施している。

年度	市町村名	監査法人名
H15年度	宇部市、山口市、美祢市	あずさ監査法人
H16年度	岩国市、周南市、周防大島町	あずさ監査法人
H17年度	長門市、阿東町	あずさ監査法人
H18年度	下関市	あずさ監査法人
H19年度	山口県	監査法人トーマツ
H20年度	防府市	監査法人トーマツ

※平成21年度では合併に伴い監査未受検団体はなく、自己点検結果は全団体3点となり、セキュリティ対策が向上したことから、県実施の監査は休止とした。

#### (4) 研修会の開催

##### ① 総務省・住基全国センター共催の研修会

実施日	主 な 内 容
H15. 5. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネットシステムの運用上留意すべき事項</li> <li>・セキュリティについて</li> </ul>
H16. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネットシステムと電子政府・電子自治体との関係</li> <li>・住基ネットの運用</li> </ul>
H17. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティの組織的な取り組み</li> <li>・住基カードの独自利用</li> </ul>
H18. 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子自治体と住基ネット・住基カード</li> <li>・住基ネットにおける情報セキュリティ対策</li> </ul>
H19. 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネットの個人情報保護、セキュリティ確保のための措置</li> <li>・住基ネットにおける情報セキュリティ対策</li> </ul>
H20. 7. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネットセキュリティ対策の方向性</li> <li>・本人確認情報の保護・住基カード</li> </ul>
H21. 7. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネットにおける情報セキュリティ対策</li> <li>・制度改正に伴う住基ネット運用上の変更点</li> </ul>

##### ② 県主催

実施日	主 な 内 容	講 師
H15. 7. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次稼働までの事務処理用</li> <li>・事務処理要領及び窓口での取扱い</li> </ul>	県市町村課 (現市町課)
H15. 11. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護と情報セキュリティの確保</li> <li>・セキュリティポリシーの効果的運用とリスク分析、セキュリティ監査</li> </ul>	総務省、インターナショナルネットワークセキュリティ備
H16. 3. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティの基礎</li> <li>・市町村におけるセキュリティ対策</li> </ul>	あずさ監査法人
H17. 3. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティのリスク分析と対応</li> <li>・リスク分析事例</li> <li>・セキュリティ対策の実際についての討議</li> </ul>	あずさ監査法人
H18. 3. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ管理の概要と留意点</li> <li>・情報セキュリティ問題の事例</li> <li>・セキュリティ管理の実際についての討議</li> </ul>	あずさ監査法人
H18. 10. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネットの概要</li> <li>・セキュリティ対策 (制度、技術、運用)</li> <li>・セキュリティの維持向上</li> </ul>	県市町村課
H19. 2. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ運用規定と管理の重要事項</li> <li>・情報セキュリティ管理における規定類での問題点検討</li> <li>・情報セキュリティ管理における実運用での問題点検討</li> </ul>	あずさ監査法人
H20. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネットのセキュリティ対策について</li> <li>・情報セキュリティとは</li> </ul>	監査法人トーマツ
H21. 3. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検チェックリストにおける対策案</li> <li>・情報セキュリティとは</li> </ul>	監査法人トーマツ



## 6 その他

### ◆兵庫県の本人確認情報の利用事務の追加について（平成21年1月5日施行）

#### (1) 条例改正の主旨

- ・結核患者及び肝炎患者で治療、経過観察等の措置を講じる必要がある方のうち、所在不明になっている方に対して、治療等の措置が必要という情報を迅速に提供するため、住基ネットを利用して所在不明者の住所等を確認するもの
- ・全国的に推進されているがん登録事業の中で、正確な患者数を把握しがん医療の研究に資するため、県内患者の生存等を確認するもの

#### (2) 住基ネットの利用の概要

##### ①結核患者等に対する住基ネット利用の概要

###### ア 対象者

- ・結核患者又は結核回復者（感染症法で結核登録票に記録される）

###### イ 住基ネット利用の利点

（利用前）保健所が患者等に対して家庭訪問指導を行うが、次回の訪問までに転居等により所在不明となることがある。

（利用後）迅速に現住所を把握し、保健師等による健康指導の実施や、二次感染の拡大を防止できる。

##### ②肝炎患者に対する住基ネット利用の概要

###### ア 対象者

- ・産科等でフィブリノゲン製剤等を投与され、肝炎ウイルスに感染したおそれのある元患者（産科等から元患者の情報を収集し、本人に通知する）

###### イ 住基ネット利用の利点

（利用前）元患者のカルテの記録等が古く、所在不明で連絡できない方がいる。

（利用後）医療機関からの依頼に基づき、迅速に現住所を把握し、本人に県から事実を通知することができ、その後の検査・治療につなげることができる。医療機関へは県内在住かどうかのみを連絡する。（個人情報保護条例の例外として整理された）

##### ③がん登録事業への住基ネット利用の概要

###### ア 対象者

- ・県内医療機関でがんと診断された患者（がん登録委託事業者のデータを修正）

###### イ 住基ネット利用の利点

（利用前）県外転出者は治療結果が分からず、治療効果等の正確な情報が把握できない。がん医療水準の向上のために必要なデータが不十分となる。

（利用後）県外転出者をがん登録から除去し、正確な生存率を把握し、がん対策の推進につなげることができる。

### (3) 改正にあたっての意見

#### ア 兵庫県本人確認情報保護審議会委員

- ・ 県内居住者に限られるものの、結核、肝炎はご本人や周囲の人に影響を与えることを考えて、県としてできる限りの対応を取りたいため、住基ネットを利用するという主旨と理解した。
- ・ 全国規模でやってもらえれば最大の効果を発揮できるが、今できる範囲でできることはやっていくという方針は、県の施策として理解している。
- ・ データの取扱いについては、慎重な対応をお願いしたい。

#### イ その他団体等

- ・ 県医師会が、「個人情報の最もデリケートな疾病管理に関わるもので、県医師会及び関係団体への事前説明もなく、その目的と方法いずれにおいても納得できない」とする文書を兵庫県知事宛てに提出した。
- ・ 市民団体「兵庫住基ネット訴訟団」が、公開質問状を提出し、県は「所在確認は公益性・切実性が高い」と回答した。

#### ウ 個人情報保護審議会答申（肝炎部分のみが諮問対象）

##### (答申の論点)

本人収集の原則の例外、センシティブ情報の収集禁止の例外、利用提供の制限の例外とすることが認められるか。

##### (判断)

- ①対象となる所在不明者は42の医療機関で約85名と推定されており、住基ネットを利用しなくとも、医療機関が市町に住民票を請求することで調査は可能という意見もあった。
- ②しかし、県民の生命、健康に配慮して肝炎検査に係る通知をするため、あらゆる手段を講じることには重要な意義を認めることができ、「安全・安心な兵庫の構築」という県の重点施策へ配慮すべきという意見もあり、意見が分かれた。
- ③審議の結果、県民の生命、健康に配慮することの重要性に鑑みて、本件諮問に係る例外的取扱いはやむを得ないものとして認める。

#### エ 兵庫県議会の意見（平成20年12月定例会：いずれも討論における発言要旨）

##### ○自由民主党（賛成）

感染症対策及びがん対策として必要と認めるところであるが、住基ネットの利用については、慎重な対応を求める要望もあることから、今後、同様に利用を拡大する場合には、事前に議会及び関係団体等と十分な協議を行い、理解を得た上で実施するよう強く要望する。

○民主・県民連合（反対：慎重審議必要）

趣旨・目的そのものを否定しないが、12月定例会に提出されることが明らかになったのは11月の健康福祉常任委員会であり、その際、詳しい経緯の説明等がなされなかった。県民の生命、健康に直結する条例だからこそ県民の十分な理解と協力を得る必要があるが、説明は不十分。時期尚早である。

○その他各党派 公明（賛成）、共産（反対）、無所属（反対）

#### (4) 平成21年度の施行状況

ア 結核・肝炎患者について

兵庫県によれば、平成20年度から利用開始しているが、年間数件と見込まれるとのこと。（平成20年度利用件数は、3件。公表済み。）

イ がん登録について

兵庫県によれば、利用開始に向け準備中とのこと。

## 住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要 (平成21年法律第77号)

### 《改正概要》

- ① 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。
  - ・外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
  - ・外国人住民に係る手続きのワンストップ化を図る。
- ② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。
  - ・住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止する。
  - ・転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能となる。
- ③ 転入地市町村から本籍地市町村に対する戸籍の附票記載事項通知について、住基ネットを利用できるようにする。
  - ・住基ネットを通じて通知がされるため、誤記、記載漏れがなくなる。

※いずれも施行日は、公布後3年以内の政令で定める日(公布：平成21年7月15日)

#### 1 外国人住民の住民票作成等について

##### (1) 住民票を作成する対象者

- ・中長期在留者(在留カード交付対象者)
- ・特別永住者 等

##### (2) 住民票の記載事項

- ・氏名、生年月日、性別、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍等」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

##### (3) 法務大臣からの通知

- ・在留資格の変更、在留期間の更新により、住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

##### (4) 市町村事務、住基ネットに与える影響

- ・市町村法定受託事務の外国人登録法は、住基法と新入管制度に統合され、市町

村の自治事務として整理された。

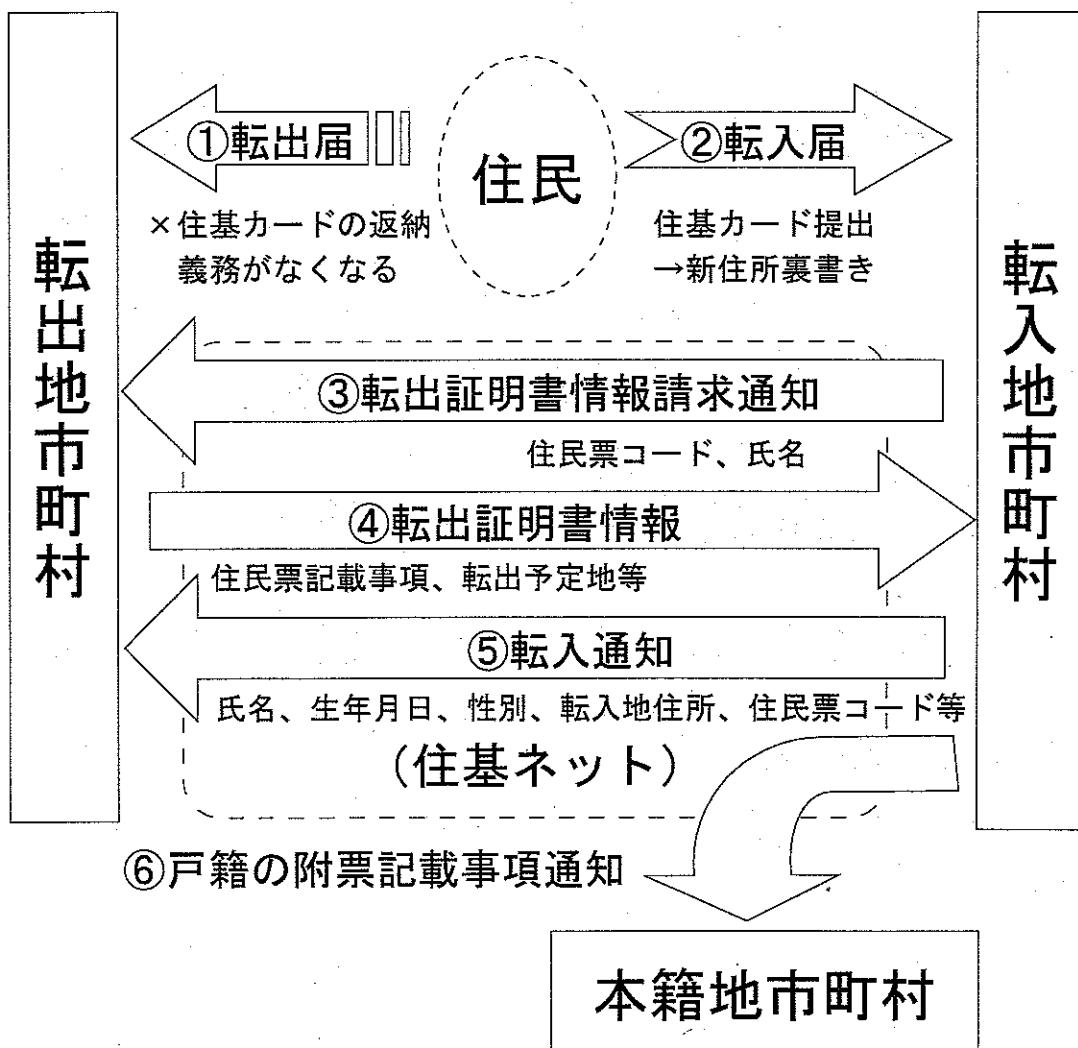
- ・ 既存住基システムの改修、連携する国保等システムの改修が必要
- ・ 市町村と入国管理局との新たな連携システムの構築が必要
- ・ 平成22年度から法改正に対応したアプリケーション開発に着手するため、全国センターへの都道府県交付金が増加

(4) 改正のポイント

- ・ 複数国籍世帯の正確な把握が可能（的確な行政処理の基盤）
- ・ 閲覧制度、住民票の写し等の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住基カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

2 住基カードの継続使用及び戸籍の附票記載事項通知について

○住基カードを有する者の転出の際の市町村間のデータの流れ



## 本人確認情報の独自利用の検討について

### 1 前回までの検討状況について

審議会	年度	条例追加対象（全て県事務）	事務数
第5回	平成18年度	対象を、「条例・規則により住民票添付が義務付けられている事務」に限定	4事務
第6回	平成19年度	対象を、「県が本人確認情報を必要とする事務（利用件数が年間10件以上）」とする。	16事務
第7回	平成20年度	対象を、「県が本人確認情報を必要とする事務（利用件数が年間10件未満の事務を含む）」とする。	40事務

### 2 前回審議会における委員の意見について

「行政の効率化だけではなくて、住民に対する利便の還元に向けて更に工夫をしていただきたい。」

「住基ネットの利用事務の追加について、現在の検討方法での限界が来ている。」

「今ある事務に限らず、問題解決のために使うといった発想の転換が必要である。」

### 3 今回の検討対象について

本年度は市町の事務を新たな検討対象として、市町の事務のうち、住民票が必要な事務の洗い出しを行い、住基ネットが利用できる事務の検討を行っている。

#### (1) 市町事務での住基ネット利用の仕組み

##### ア 県の条例による規定が必要

- ・住民基本台帳法（以下「法」と記す。）第30条の8第1項第2号により、本人確認情報を利用するには、条例で定める事務を遂行するときに限定される。
- ・法第30条の7第4項第2号により市町村長その他の執行機関に対し、本人確認情報を提供する場合は、法第30条の8第1項第2号により条例に規定することが必要とされる。

##### イ 県から市町への本人確認情報の提供方法

- ・各市町に設置してある住基ネット用端末から、県サーバに照会（検索）
- ・県サーバからデータが送信され、検索結果を画面で確認（帳票を出力）

#### (2) 住基ネット利用にあたってのポイント

- ・住基法の趣旨から、住民基本台帳は自団体の事務に関して利用されている。
- ・そのため、住基ネット利用の際、対象となる県民の範囲は、県内他市町の住民に関する本人確認情報となる。

(3) 現在までの検討状況

ア 事務の洗い出しと利用できる事務の抽出

- ・市町が住民票を利用する事務を、住民票添付事務及び公用請求事務の2類型に分けて洗い出しを実施した。
- ・その結果、平成20年度では78事務において11,042件の利用があった。
- ・78事務について、各市町への個別聞き取りにより、住基ネットを住民票の代替として利用できるか、事務毎に確認作業を実施した。

(全事務共通の確認事項)

- ①事務全般の流れ、法令根拠(条例・規則に定めはあるか)
- ②住基ネットを利用する場面(どのように代替させるか)
- ③4情報のみで事務の目的が達成できるか
- ④国・県機関等へ住民票の提出が不要な事務か
- ⑤4情報のみで足りるとする根拠
- ⑥特に、公用請求に代えて利用の場合、不必要な情報を収集していないか

- ・確認作業により、住基ネットで利用できる他市町住民の4情報(氏名、住所、生年月日、性別)のみで事務の目的が達成でき、かつ国機関等へ住民票の写しの提出の必要がない事務を「利用できる事務」として抽出

(平成20年度の件数実績)

市町事務の状況			利用できる事務	
住民票を利用する事務	添付事務	43事務	軽自動車税の区域外納税義務者確認	350件
		2,086件	養護老人ホーム措置入所身元引受人	30件
78事務			開発許可申請に伴う住所確認	14件
11,042件			一般廃棄物処理業の許可の申請	5件
			一般廃棄物収集運搬業の許可の申請	3件
			その他2事務	2件
			合計 7事務	404件
	公用請求	35事務	固定資産税の賦課	3,120件
		8,956件	市町村税の徴収	2,156件
			軽自動車税の課税	1,291件
			市県民税の課税	700件
			地籍調査に伴う所有者住所確認	380件
			用地買収に伴う所有者住所確認	230件
			介護保険料の徴収	62件
			その他14事務	332件
			合計 21事務	8,271件

※住民票添付事務の件数は、県内他市町住民の申請等を自団体で処理した概数

※公用請求の件数は、各市町から県内他市町に対して請求した概数

イ 市町の意見の聴取結果

- ・「利用できる事務」について、市町担当者から意見を聴取した。

《意見聴取の結果》

住民票添付事務	公用請求事務
<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人負担の軽減につながる。</li> </ul> <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の添付義務を廃止するには、規則改正の必要がある。</li> <li>・対面審査を行う事務の場合、専用端末までの移動は円滑な事務処理の妨げになる。</li> <li>・事務処理件数が少なければ、住基ネットを導入してもコストに見合った住民サービスの向上につながらない場合もある。</li> </ul> <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人は登記事項証明書を添付させるため、個人の場合に比べ不平等と感じられるのではないか。</li> </ul>	<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面による請求に要する時間とコストを削減できる長所がある。</li> </ul> <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見なし</li> </ul> <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税事務では利用時期が限定的で、通年の利用は想定できない。</li> <li>・住基ネットの4情報のみで本人を特定することに不安感があり、前住所地等の情報があれば、より利用しやすい。</li> <li>・経費がかかるなら、魅力を感じない。</li> <li>・実際の利用コストが分からないので判断しづらい。</li> </ul>

4 先行県の導入状況と課題

(1) 住基ネットを市町事務で独自利用している団体及び H20 利用件数実績 ※別紙

(2) 先行県での課題

- ・予定よりも利用団体数、利用件数共に少ない。
- ・条例制定にあたり、市町村と利用に関する合意形成を欠いていた。

(3) 先行県の今後の取組

《東京都》

- ・利用中の1市はモデル的導入。
- ・事務追加希望の聴取はしていない。
- ・1市の実績を踏まえ、利用団体の拡大に取り組みたい。

《その他7県》

- ・事務追加希望の聴取はしていない。
- ・利用団体拡大に取り組みたい。



## 5 今後の進め方

(現状)「利用できる事務」の調査と担当者意見の聴取

平成22年4月～

- 各市町に対して、県利用に係る実績・メリット等の周知
- 各市町に対して、コスト検証等を踏まえた事務の利用意向の調査

平成22年7月～

- 利用要望のあった事務のうちから、問題点等の検討
  - ・法令上、業務利用上の問題点
  - ・情報管理の徹底やセキュリティ体制の实地調査

平成22年10月～

条例化の検討

(別紙)

(H22. 4. 1現在)

団体名	項番	事務名	条例施行 年月日	H20 利用件数	備考
岩手県	1	NPO法人の認証等に関する事務	H19. 5. 1	41	別表第5の事務を権限移譲に伴い条例に規定
	2	パスポートの発給等に関する事務	H20. 4. 1	516	別表第5の事務を権限移譲に伴い条例に規定
宮城県	1	心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者の死亡の届出及び現況に関する届出に関する事務	H20. 4. 1	0	1市(条例に規定、仙台市)
栃木県	1	個人の市町村民税等の賦課に関する事務	H20. 4. 1	67	2町(上三川町、那須町)利用
	2	市町村税及び市町村税に係る督促手数料等の徴収に関する事務	H20. 4. 1	3	2町(上三川町、那須町)利用
東京都	1	地方税法に基づく区市町村の条例による特別区税及び市町村税等の賦課徴収事務	H20. 7. 1	110	1市(青梅市)利用
	2	地方税法に基づく区市町村の条例による過料の処分又は徴収に関する事務	H20. 7. 1	0	1市(青梅市)利用
	3	地方税法による囑託を受けた他団体の徴収金の徴収に関する事務	H20. 7. 1	0	1市(青梅市)利用
神奈川県	1	NPO法人の認証等に関する事務	H22. 4. 1	—	3市(条例に規定、横浜市、川崎市、相模原市)利用
滋賀県	1	地方税法または市町の条例による個人の市町民税等の賦課・徴収に関する事務	H17. 12. 1	19	19市町利用可能だが、内訳は把握せず。
兵庫県	1	地方税法による個人の市町民税等の賦課・徴収に関する事務	H16. 7. 1	0	導入団体無し
	2	土地収用法に掲げる事業用地の取得に関する事務	H16. 7. 1	0	導入団体無し
岡山県	1	NPO法人の認証等に関する事務	H21. 4. 1	—	1市(岡山市)利用
合計	8団体				



(その他)

## ◆コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付について

### (1) これまでの経緯

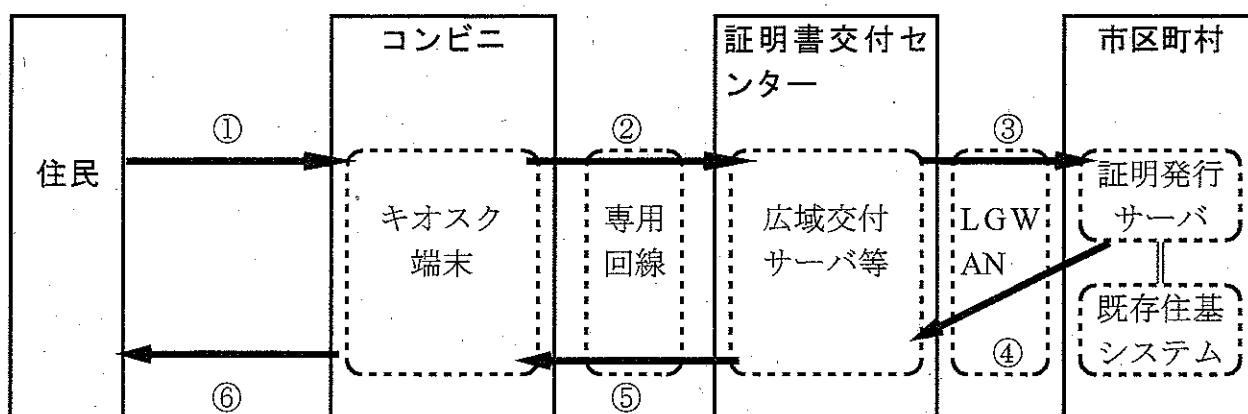
- ・平成21年度総務省の補助事業又はLASDECの助成事業を利用して、東京都渋谷区、三鷹市、千葉県市川市が先行団体としてサービスを導入した。
- ・コンビニエンスストア事業者（セブン-イレブン）側の準備、自治体側の準備が整ったため、上記団体の区域内にある7店舗において、平成22年2月2日よりサービス（以下「コンビニ交付」という。）が開始された。

### (2) コンビニ交付の仕組みとポイント

#### ア 仕組み

住民は、住基カードを使って、コンビニエンスストアのキオスク端末<sup>※</sup>を経由し、住所地市町村から住民票データを取り寄せ、キオスク端末で印刷された住民票の写し等を入手する。

※不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、様々なサービスを利用したりすることができる端末装置



- ① 住民は住基カードをキオスク端末にかざして、証明書の申請を行う
- ②～③ コンビニエンスストアと証明書交付センター間の専用回線を通じ、LGWAN経由で住所地市区町村に申請情報が送信される。
- ④～⑤ 既存住基システムから証明書情報を取り出し、その情報がコンビニエンスストアまで送信される。
- ⑥ 偽造防止対策が施された証明書が印刷される（手数料を納付）。

#### イ ポイント

- ① 職場等に近接するコンビニで用が済む（市町村の区域に限定されない）
- ② 市町村の開庁時間にとらわれない
- ③ 市役所等までの移動時間と交通費を節約できる

- ④市町村にとっては自前で証明書自動交付機を整備するより経済的
- ⑤全国共通仕様の住基カードを使用するため、全国展開が可能

### (3) コンビニ交付のセキュリティ対策

- ・インターネットは利用せず、国と地方公共団体で構築された閉ざされたネットワークである LGWAN 及び専用回線を利用
- ・キオスク端末は印刷のみ実行し、印刷データを残さない仕組み
- ・普通紙による証明書だが、コピー防止印刷、偽造防止検出画像が印刷済み
- ・証明書の裏面をスキャナで読み取り、専用の問い合わせサイトに送信し、その結果と照合することで、証明書の表面が改ざんされていないか確認が可能

### (4) コンビニ交付の今後の展開

- ・当面準備の整ったセブン-イレブンにて実施。他のコンビニ事業者等についても、参加準備が整えば、参加可能。
- ・3月1日から首都圏近郊（1都8県）のセブン-イレブンの店舗に拡大
- ・5月中に順次全国のセブン-イレブンの店舗に拡大予定
- ・総務省の資料には、「速やかな全国普及を目指す」とあり、全国でサービスが可能となった場合は、住基カードの普及促進に効果があると考えられる。

### (5) サービスを導入する市町村の負担

ア システム構築（改修）・保守費用

イ （財）地方自治情報センターへの負担金  
（負担金の内訳）

- ・コンビニ側専用回線経費
- ・証明書交付センターシステム設備等賃借料・保守料
- ・証明書交付センター運営費
- ・セキュリティ技術使用料

## ◆日本年金機構の発足に伴う住基ネットの利用等について

### (1) 経緯

住民基本台帳法別表1の規定により、社会保険庁は住基ネットを利用していたが、平成22年1月1日に日本年金機構が発足したことに伴い、社会保険庁が利用していた事務は全て厚生労働省及び日本年金機構が利用することとなっている。

平成18年度からは、年金受給権者（約3,600万人）からの年1回の現況届を省略するために、住基ネットが利用されている。

### (2) 利用範囲拡大の検討状況

平成23年4月から、厚生年金・国民年金における被保険者の住所変更等の届出

の省略ができるよう、全国センターと日本年金機構が調整中。

※現役世代の方の年金の住所変更届、氏名変更届等が不要となる。

※これにより、届出の出し忘れ等がなくなり、公的年金の記録の正確性の確保に大きな効果があると見込まれている。

ア 検討している提供方式の概要

- ① 日本年金機構が、定期的に約1億件（年金被保険者受給者約1億人）の照会要求をする。
- ② 全国センターが、前回照会以降に変更があった照会対象者の本人確認情報及び前回照会以降に変更がなかった照会対象者の住民票コードを提供する。

